

全産廃連発第 52 号
平成 23 年 6 月 10 日

各正会員 事務局長 様



維持管理記録簿の改訂について（周知のお願い）

当連合会の事業の運営につきましては、日頃から格別のご協力を賜りまして、厚く御礼申し上げます。

周知のとおり、平成 22 年の廃棄物処理法改正により、従来から義務付けられていた維持管理記録の備え付け及び利害関係者を有する者への閲覧（法第十五条の二の四）に加え、これと同じ内容をインターネットの利用その他の適切な方法により公表することが義務づけられたところです（法第十五条の二の第三項）。

当連合会では、平成 10 年に維持管理記録の備え付け及び閲覧に対応するための様式を作成したところですが、このたび現行法に合わせて改訂しました。

貴職におかれましては、産業廃棄物の焼却または最終処分（安定型・管理型）の事業を営む会員事業者や地元行政等の関係者に対して周知下さいますようお願い申し上げます。

なお、これらの内容は環境省にもご確認頂きましたことを申し添えます。

【添付資料】

- 1-1 維持管理記録簿（安定型）
- 1-2 水質検査結果（安定型）
- 2-1 維持管理記録簿（管理型）
- 2-2 水質検査結果（管理型）
- 3 維持管理記録簿（焼却）
- 4 留意事項

（担当：調査部 日浦）

産業廃棄物処理施設維持管理記録簿[安定型] (平成 年 月度)

対象期間：平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

1-1_維持管理記録簿(安定型)

埋め立てた産業廃棄物の種類及び数量 [規十二条の七の二 七イ、規十二条の七の五六イ]

種類	数量(単位)
廃プラスチック類	(/月)
金属くず	(/月)
ゴムくず	(/月)
ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず	(/月)
がれき類	(/月)

残余容量(年度末時点) [規十二条の七の二 七ハ、規十二条の七の五六ハ]

測定年月日	平成 年 月 日
測定結果	m ³

展開検査の実施状況 [規十二条の七の二 七ニ、規十二条の七の五六ニ]

実施回数	回
安定型産業廃棄物以外の廃棄物の付着又は混入が認められた年月日	平成 年 月 日
	平成 年 月 日
	平成 年 月 日
	平成 年 月 日

浸透水のBOD又はCOD検査の実施状況と措置(月1回) [規十二条の七の二 七ホ及びハ、規十二条の七の五六ホ及びハ]

採取場所	
採取年月日	平成 年 月 日
検査結果が得られた日	平成 年 月 日
BOD ^{※1}	mg/ℓ 基準値 mg/ℓ以下
COD ^{※1}	mg/ℓ 基準値 mg/ℓ以下
異状の有無	有 ・ 無
必要な措置を講じた年月日とその内容 ^{※2}	

水質検査の実施状況と措置(年1回) [規十二条の七の二 七ヘ及びハ、規十二条の七の五六ヘ及びハ]

採取場所	地下水		浸透水
	採取年月日	平成 年 月 日	平成 年 月 日
検査結果が得られた日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日
検査項目			
検査結果			
異状の有無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無
必要な措置を講じた年月日とその内容 ^{※2}			

施設の点検(定期的) [規十二条の七の二 七ロ、規十二条の七の五六ロ]

点検年月日	擁壁等		
	擁壁	えん堤	その他()
点検年月日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日
異状の有無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無
必要な措置を講じた年月日とその内容 ^{※2}	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日

※1 いずれかを記載すること。 ※2 異状が認められた場合のみ記入すること。

水 質 検 査 結 果 [安 定 型]

1-2_水質検査結果(安定型)

水質の区分		基準値 (1リットルあたり)	地下水	浸透水
1	アルキル水銀	検出されないこと		
2	総水銀	0.0005mg 以下		
3	カドミウム	0.01mg 以下		
4	鉛	0.01mg 以下		
5	六価クロム	0.05mg 以下		
6	砒素	0.01mg 以下		
7	全シアン	検出されないこと		
8	ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと		
9	トリクロロエチレン	0.03mg 以下		
10	テトラクロロエチレン	0.01mg 以下		
11	ジクロロメタン	0.02mg 以下		
12	四塩化炭素	0.002mg 以下		
13	1,2-ジクロロエタン	0.004mg 以下		
14	1,1-ジクロロエチレン	0.02mg 以下		
15	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg 以下		
16	1,1,1-トリクロロエタン	1mg 以下		
17	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg 以下		
18	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg 以下		
19	チウラム	0.006mg 以下		
20	シマジン	0.003mg 以下		
21	チオベンカルブ	0.02mg 以下		
22	ベンゼン	0.01mg 以下		
23	セレン	0.01mg 以下		

産業廃棄物処理施設維持管理記録簿[管理型] (平成 年 月度)

2-1_維持管理記録簿(管理型)

対象期間：平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

埋め立てた産業廃棄物の種類及び数量[規十二条の七の二 八イ、規十二条の七の五 七イ]

種類	数量(単位)
燃え殻	(/月)
汚泥	(/月)
廃油 (タールピッチ類に限る。)	(/月)
廃プラスチック類	(/月)
紙くず	(/月)
木くず	(/月)
繊維くず	(/月)
動植物性残さ	(/月)
動物系固形不要物	(/月)
ゴムくず	(/月)
金属くず	(/月)
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	(/月)
鋳さい	(/月)
がれき類	(/月)
動物のふん尿	(/月)
動物の死体	(/月)
ばいじん	(/月)
廃石綿等	(/月)
処分するために処理したもの (13号廃棄物)	(/月)
その他 ()	(/月)
その他 ()	(/月)
その他 ()	(/月)

水質検査の実施状況と措置(月1回)[規十二条の七の二 八ニ及びハ、規十二条の七の五 七ニ及びハ]

採取場所	地下水		放流水
	採取日	検査結果が得られた日	採取日
採取日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日
検査結果が得られた日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日
電気伝導率 ^{※2}			
塩化物イオン ^{※2}			
水素イオン濃度			
生物化学的酸素要求量			
化学的酸素要求量			
浮遊物質量			
窒素含有量 ^{※3}			
異状の有無	有 ・ 無	有 ・ 無	
必要な措置を講じた年月日とその内容 ^{※1}			

残余容量 (年度末時点) [規十二条の七の二 八リ、規十二条の七の五 七リ]

測定年月日	平成 年 月 日	m ³
測定結果		

水質検査の実施状況と措置(年1回)[規十二条の七の二 八ニ及びハ、規十二条の七の五 七ニ及びハ]

採取日	地下水		放流水
	採取日	検査結果が得られた日	採取日
採取日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日
採取場所			
検査結果が得られた日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日
検査項目			
検査結果			
異状の有無	有 ・ 無	有 ・ 無	
必要な措置を講じた年月日とその内容 ^{※1}			

施設の点検[規十二条の七の二 八ロ、ハ、ト及びハ、規十二条の七の五 七ロ、ハ、ト及びハ]

点検日	擁壁等	遮水工	調整池	浸出液処理設備	防凍措置
点検日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日
異状の有無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無
必要な措置を講じた年月日とその内容 ^{※1}	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日

※1 異状が認められた場合のみ記入すること。 ※2 いずれかを記載すること。 ※3 環境大臣が定める公共用水域に排出する場合に限る。

水質検査結果 [管理型]

2-2_水質検査結果(管理型)

水質の区分		地下水	
		基準値 (1㍍あたり)	
1	アルキル水銀	検出されないこと	
2	総水銀	0.0005 mg 以下	
3	カドミウム	0.01 mg 以下	
4	鉛	0.01 mg 以下	
5	六価クロム	0.05 mg 以下	
6	砒素	0.01 mg 以下	
7	全シアン	検出されないこと	
8	ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと	
9	トリクロロエチレン	0.03 mg 以下	
10	テトラクロロエチレン	0.01 mg 以下	
11	ジクロロメタン	0.02 mg 以下	
12	四塩化炭素	0.002 mg 以下	
13	1,2-ジクロロエタン	0.004 mg 以下	
14	1,1-ジクロロエチレン	0.02 mg 以下	
15	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg 以下	
16	1,1,1-トリクロロエタン	1 mg 以下	
17	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg 以下	
18	1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg 以下	
19	チラウム	0.006 mg 以下	
20	シマジン	0.003 mg 以下	
21	チオベンカルブ	0.02 mg 以下	
22	ベンゼン	0.01 mg 以下	
23	セレン	0.01 mg 以下	
24	ダイオキシン類	1 pg-TEQ 以下	

水質の区分		放流水	
		許容限度 (1㍍あたり)	
1	アルキル水銀化合物	検出されないこと	
2	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005mg 以下	
3	カドミウム及びその化合物	0.1mg 以下	
4	鉛及びその化合物	0.1mg 以下	
5	有機燐化合物	1 mg 以下	
6	六価クロム化合物	0.5 mg 以下	
7	砒素及びその化合物	0.1 mg 以下	
8	シアン化合物	1 mg 以下	
9	ポリ塩化ビフェニル	0.003 mg 以下	
10	トリクロロエチレン	0.3 mg 以下	
11	テトラクロロエチレン	0.1 mg 以下	
12	ジクロロメタン	0.2 mg 以下	
13	四塩化炭素	0.02 mg 以下	
14	1,2-ジクロロエタン	0.04 mg 以下	
15	1,1-ジクロロエチレン	0.2 mg 以下	
16	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg 以下	
17	1,1,1-トリクロロエタン	3 mg 以下	
18	1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg 以下	
19	1,3-ジクロロプロペン	0.02 mg 以下	
20	チウラム	0.06 mg 以下	
21	シマジン	0.03 mg 以下	
22	チオベンカルブ	0.2 mg 以下	
23	ベンゼン	0.1 mg 以下	
24	セレン及びその化合物	0.1 mg 以下	
25	ほう素及びその化合物	50 mg 以下	
26	ふっ素及びその化合物	15 mg 以下	
27	アンモニア、アンモニウム化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物	200 mg 以下	
28	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類)	5 mg 以下	
29	” (動植物油脂類)	30 mg 以下	
30	フェノール類含有量	5 mg 以下	
31	銅含有量	3 mg 以下	
32	亜鉛含有量	2 mg 以下	
33	溶解性鉄含有量	10 mg 以下	
34	溶解性マンガン含有量	10 mg 以下	
35	クロム含有量	2 mg 以下	
36	大腸菌群数	1cm ³ につき日間 3000 個以下	
37	燐含有量	16(日間8)mg 以下	
38	ダイオキシン類	10pg-TEQ 以下	

産業廃棄物処理施設維持管理記録簿[焼却] (平成 年 月度)

対象期間：平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

3_維持管理記録簿(焼却)

焼却した産業廃棄物の種類及び数量[規十二条の七の二 - ㄱ、規十二条の七の五 - ㄱ]

種類		数量(単位)
産業廃棄物	燃え殻	(/月)
	汚泥	(/月)
	廃油	(/月)
	廃酸	(/月)
	廃アルカリ	(/月)
	廃プラスチック類	(/月)
	紙くず	(/月)
	木くず	(/月)
	繊維くず	(/月)
	動植物性残さ	(/月)
	動物系固形不要物	(/月)
	ゴムくず	(/月)
	金属くず	(/月)
	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	(/月)
	鉱さい	(/月)
	がれき類	(/月)
	動物のふん尿	(/月)
	動物の死体	(/月)
	ばいじん	(/月)
処分するために処理したもの(13号廃棄物)	(/月)	
特別管理産業廃棄物	燃えやすい廃油	(/月)
	pH2.0以下の廃酸	(/月)
	pH12.5以上の廃アルカリ	(/月)
	感染性産業廃棄物	(/月)
	その他()	(/月)
	その他()	(/月)

燃焼ガス及び排ガスの測定の実施状況と措置(連続測定)[規十二条の七の二 - ㄱ、規十二条の七の五 - ㄱ]

	燃焼ガス温度	集塵器流入ガス温度	排ガス中の一酸化炭素濃度	焼成炉温度 ^{※4}
測定位置	別紙1の通り ^{※1}	別紙1の通り ^{※1}	別紙1の通り ^{※1}	別紙1の通り ^{※1}
測定結果が得られた日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日
測定結果	別紙2の通り ^{※2}	別紙2の通り ^{※2}	別紙2の通り ^{※2}	別紙2の通り ^{※2}

ばいじんの除去の実施状況と措置[規十二条の七の二 - ㄱ、規十二条の七の五 - ㄱ]

	冷却設備	排ガス処理設備
ばいじんの除去を行った日	平成 年 月 日	平成 年 月 日

排ガスの測定結果[規十二条の七の二 - ㄱ、規十二条の七の五 - ㄱ]

	6月に1回以上	1年に1回以上
採取位置	別紙1の通り ^{※1}	別紙1の通り ^{※1}
採取した年月日	平成 年 月 日	平成 年 月 日
測定結果が得られた日	平成 年 月 日	平成 年 月 日
ダイオキシン類 ^{※3}	/	
ばい煙量又はばい煙濃度 ^{※3}	硫黄酸化物	() ^{※5}
	ばいじん	() ^{※5}
	塩化水素	() ^{※5}
	窒素酸化物	() ^{※5}

※1 焼却施設のフロー図に明示すること。 ※2 連続記録紙を添付すること。 ※3 計量証明書を添付しても良い。 ※4 ばいじん又は焼却灰の焼成を行う場合。 ※5 単位を記入すること。

<留意事項>

1. 維持管理の状況に関する情報の公表について

（法第十五条の二の三第二項、規則第十二条の七の三）

- (1) 測定結果の得られた日又は点検や検査等を行った日を含む月の翌月の末日までに公表すること。
- (2) 公表は、当該日から起算して3年を経過する日までの間、行うこと。
- (3) 公表はインターネットの利用その他の適切な方法*により行うこと。

※その他の方法：連続測定を要する維持管理情報について、インターネットでの公表が困難な場合には、求めに応じてCD-ROMを配布することや、紙媒体での記録を事業所で閲覧させる等。

2. 維持管理の状況に関する記録の閲覧について

（法第十五条の二の四、規則第十二条の七の四）

- (1) 測定結果の得られた日又は点検や検査等を行った日を含む月の翌月の末日までに記録を備え置くこと。
- (2) 記録は、備え置いた日から起算して3年間備え置き、閲覧に供すること。
- (3) 記録は、施設設置者の最寄りの事務所に備え置くこと。
- (4) 閲覧の求めがあった場合は、正当な理由*なしに閲覧を拒まないこと。

※正当な理由：施設の休業日や通常の営業時間外に閲覧を求められた場合等。